

平成22年6月25日

各 位

NISグループ株式会社

(東京証券取引所第一部：8571)

資本・業務提携に関する基本合意書の締結及び第三者割当による株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、ネオラインホールディングス株式会社(以下、「ネオラインホールディングス」といいます。)との資本・業務提携に関する基本合意書の締結及び同社を割当先とした第三者割当による株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 資本・業務提携に関する基本合意のお知らせ

1. 資本・業務提携の基本合意の目的及び理由

当社は、貸金業界を取り巻く厳しい環境の中で、予てから事業構造の転換、財務基盤の安定化、スリムな組織体制の構築を目的とした様々な対策を実施し、大規模な組織再編を行ってまいりました。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境の更なる悪化により、平成22年3月期における損失額は、それ以前と比べて改善傾向にはあるものの、3期連続での赤字となり、自己資本も平成19年3月期の826億円から平成22年3月期の34億円へと大幅に毀損させる結果となりました。

当社は、今後、成長基盤を確立させ、当社の企業価値を向上させていくためには、脆弱となった財務体質を強化することが急務であり、そのための資金調達及び収益基盤の拡充が不可欠であると考えております。しかしながら、現在の当社を取り巻く経営環境及び当社の財務状況に鑑みますと、公募または株主割当による増資及び既存取引金融機関等からの借入による資金調達は極めて厳しい状況にあります。このような中、当社と同様の金融事業を展開する複数の金融子会社を有し、以前より当社と交流のありました割当先であるネオラインホールディングスより、当社に対する一定規模の資金支援、経営支援を実施する意向がある旨のお申し出を受け、同社との資本・業務提携に関する協議を開始することとなりました。

ネオラインホールディングスは、複数の子会社を持ち、数多くの投資実績及び投資先企業の育成実績を有しております。特に金融事業に関しては、数多くの金融会社を買収する等、金融事業における豊富な実績とノウハウを有しております。そのため当社事業に対する理解も深く、また、当社とネオラインホールディングスとの事業の親和性も高いことから、より大きなシナジー効果の実現が可能であると考えております。さらには、ネオラインホールディングスから、当社が今後の事業運営において必要とする資金について、資金支援その他の協力を得ることにより、借入金の返済による財務基盤の強化と信用力の向上を図ることができると考えております。

以上のように、当社の緊急の資金需要にも関わらず他の資金調達手段の実施が極めて困難である状況の中、一定規模の資金支援にに応じていただける点、及び将来の当社の財務体質の強化と収益基盤の拡充という観点から、ネオラインホールディングスを引受先とする第三者割当増資及び業務提携等を行うことが、当社の企業価値の向上と既存株主の利益の向上につながるものと判断し、同社との間で資本・業務提携に関する基本合意を締結するに至りました。なお、上記に述べた資本・業務提携に関する基本合意に至る経緯の詳細につきましては、下記の「II. 第三者割当増資によ

る株式発行に関するお知らせ 6. (2)割当先を選定した理由」の記載をご参照下さい。

2. 資本・業務提携に関する基本合意の内容

(1) ネオラインホールディングスを引受先とする第三者割当増資の実施

当社の財務体質の強化を目的として、当社はネオラインホールディングスに対して第三者割当増資による普通株式235,294,200株の発行を行い、ネオラインホールディングスはこれを引き受けて当社株式の48.90%を保有する予定です。詳細は下記の「Ⅱ. 第三者割当増資による株式発行に関するお知らせ」をご参照下さい。なお、この度の第三者割当による新株式の発行により、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主ならびにその他の関係会社の異動が生じる可能性がございますが、詳細につきましては、確定次第改めてお知らせいたします。また、本第三者割当増資にかかる払込金額全額の払込みがなされた場合には、平成20年12月24日付で締結いたしました中小企業保証機構株式会社との戦略的資本・業務提携契約を解消し、当社が参加しております中小企業振興ネットワークからも脱退する予定であります。

(2) ネオラインホールディングスとの業務提携に関する基本合意

当社は、平成22年6月25日にネオラインホールディングスと当社の間で資本・業務提携に関する基本合意書を締結し、当社の企業価値の向上を促進するために、以下の各業務における業務提携の具体的な内容、実現方法等について検討及び協議を進めていくことについて合意しております。

- ① 消費者向けローン業務及び信用保証業務
- ② 中小企業向けローン業務及び信用保証業務
- ③ ローン債権の買取及び管理回収業務
- ④ M&Aに関する仲介並びにアドバイザー業務を中心とした投資銀行業務
- ⑤ 投資及び投資先の育成業務
- ⑥ 上記のほか、両社グループの協業により新たなビジネスを開拓しうる分野として相応しい業務であり、両社が別途合意する事業

今後、ネオラインホールディングスとの間で誠実に検討及び協議を行い、その実行に向けて最大限の努力をしてまいります。また、ネオラインホールディングスからは、当社が今後の事業運営において必要とする資金について、必要に応じて、資金支援その他の協力を行うことについて内諾を得ております。

(3) 取締役及び監査役の派遣

当社は、平成22年8月23日に開催予定の当社臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加を内容とする定款変更及び本第三者割当増資にかかる新株式の発行に係る議案が承認されること並びに本第三者割当増資にかかる払込金額全額が払い込まれることを条件として、ネオラインホールディングスから指名された取締役候補者3名と監査役候補者2名を選任するための議案を付議する予定であります。

II. 第三者割当増資による株式発行に関するお知らせ

1. 募集の概要

(1)発行期間	平成22年8月25日(水)から平成22年9月13日(月)
(2)発行新株式数	普通株式 235,294,200株
(3)発行価額	1株につき 17円
(4)調達資金の額	4,000,001,400円
(5)募集または割当方法 (割当先)	第三者割当 (ネオラインホールディングス株式会社)
(6)その他	上記各号については、平成22年8月23日(月)に開催予定の当社臨時株主総会において発行可能株式総数の増加を内容とする定款変更、本第三者割当増資にかかる新株式の発行その他代表取締役が必要と判断する議案の承認並びに新株式発行に必要なとなる全ての許認可等(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく届出及び金融商品取引法による届出の効力発生を含む。)を条件としております。発行要項につきましては、11. 発行要項をご参照下さい。

(注)本第三者割当増資に関しては、発行期間を平成22年8月25日(水)から平成22年9月13日(月)までとし、会社法上の払込期間として決議しております。なお、払込期間を平成22年8月25日(水)から平成22年9月13日(月)までとした理由は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における株式取得に関する届出書を割当先であるネオラインホールディングスが公正取引委員会に提出するに際し、公正取引委員会が届出書を受理した日から起算して原則30日を経過するまでは、ネオラインホールディングスは当該届出にかかる株式の取得(上記払込みの完了)を行うことができないためであります。

2. 募集の目的及び理由

「I. 資本・業務提携に関する基本合意のお知らせ 1. 資本・業務提携の基本合意の目的及び理由」に記載のとおり、当社の緊急の資金需要にも関わらず他の資金調達手段の実施が極めて困難である状況の中、一定規模の資金支援、経営支援に応じていただける点、及び将来の当社の財務体質の強化と収益基盤の拡充という観点から、ネオラインホールディングスを引受先とする第三者割当増資を行うことが、当社の企業価値の向上と既存株主の利益の向上につながるものと判断し、本第三者割当増資を実施することいたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

調達する資金の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,000,001,400	56,000,000	3,944,001,400

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は以下のとおりであります。

登録免許税等	16,000,000円
弁護士費用・調査費用等	10,000,000円
臨時株主総会開催費用等	30,000,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
借入金の返済(平成22年6月28日に割当先から借り入れる予定のブリッジローン4,000,000,000円の返済資金)	3,944,001,400円	平成22年8月～平成22年9月

(注) 割当先から借り入れる当該ブリッジローン4,000,000,000円は、既存の短期借入金のうち、金利負担の大きい(年7.0%以上)借入金の返済の一部に充当する予定であります。返済対象となる短期借入金の詳細は以下のとおりであります。

借入先	利率	返済期日	借入目的	返済予定額	借入金残高 (本書提出日現在)
中小企業保証機構株式会社	7.0%	平成22年8月26日	運転資金	800,000,000円	800,000,000円
中小企業保証機構株式会社	7.0%	平成22年10月29日	運転資金	1,000,000,000円	1,000,000,000円
中小企業保証機構株式会社	7.0%	平成22年11月30日	運転資金	800,000,000円	800,000,000円
中小企業保証機構株式会社	7.0%	平成22年11月30日	運転資金	100,000,000円	200,000,000円
マルマン株式会社	10.0%	平成22年9月29日	事業資金	1,000,000,000円	1,000,000,000円
株式会社関西フィナンシャル・レポート	7.0%	平成22年11月30日	運転資金	300,000,000円	300,000,000円

なお、支出時期までの資金管理につきましては、当社銀行口座にて管理を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記3. (2)に記載のとおり、本第三者割当増資により調達する手取概算額3,944,001,400円について、その全額を、平成22年6月28日に割当先から借り入れる予定のブリッジローンの返済に充当する予定であります。当該ブリッジローンにより当社の短期借入金のうち金利負担の大きい借入金の返済の一部に充当する予定であります。本第三者割当増資の手取金を当該ブリッジローンの返済資金に充当することにより、当社の有利子負債を4,000,000,000円程度圧縮することができ、また、当社の平成23年3月期における金融費用が200,000,000円程度削減できる見込みであります。なお、当該ブリッジローンにより返済する借入金は、それぞれ返済期日が本第三者割当増資の払込期間の初日以降に到来するものでありますが、金利負担を鑑み、返済期前に返済することで金融費用の削減を企図するものであります。それにより、資金繰りの先行きも安定することから、当社の平成23年3月期の業績の改善に寄与するとともに財務基盤の安定強化にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日までの直近45日間(平成22年5月11日から平成22年6月24日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均21円(小数点以下を四捨五入)を参考として、1株17円(ディスカウント率19.1%)といたしました。直近45日間の平均株価を算定の基準といたしましたのは、当該期間の株価は、平成22年5月12日の平成22年3月期決算発表後の株価であり、また、その後の当社を取り巻く経営環境の変化をも反映した株価であること、また、昨今の不安定な株式市場や、最近の当社株価変動状況・売買高等を考慮し、取締役会決議日の前営業日の終値という一時的な株価を基準とするよりは、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、ディスカウント率につきましては、当社と割当先が協議の上、当社の財務状況、業績予測、事業環境等を考慮しつつ、決定いたしました。

なお、上記払込金額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日(平成22年6月24日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値19円に対して10.5%のディスカウントを行った金額、1ヶ月間(平成22年5月25日から平成22年6月24日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均19円(小数点以下を四捨五入)に対しては10.5%のディスカウントを行った金額、3ヶ月間(平成22年3月25日から平成22年6月24日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均24円(小数点以下を四捨五入)に対しては29.1%のディスカウントを行った金額、6ヶ月間(平成21年12月25日から平成22年6月24日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均24円(小数点以下を四捨五入)に対しては29.1%のディスカウントを行った金額となります。

上記の通り、上記払込金額は本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値並びに本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日までの直近1ヶ月間、45日間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の各終値平均に、それぞれ0.9を乗じた価額のいずれにも満たないことから、割当先に特に有利な金額に該当すると考えられるため、平成22年8月23日(月)に開催予定の当社臨時株主総会において本第三者割当増資に関する議案の特別決議による承認を得る予定です。

(2) 発行数量及び株式希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新規に発行する株式数は235,294,200株であり、本第三者割当増資実施前の当社の発行済普通株式の株式総数245,894,350株(総議決権数2,384,141個)の95.69%(議決権における割合98.69%)(本第三者割当増資実施後の当社の発行済普通株式の株式総数481,188,550株(総議決権数4,737,083個)の48.90%(議決権における割合49.67%))に相当します。

さらに、当社の発行可能株式総数は384,000,000株であるため、本第三者割当増資実施後の発行済株式総数は当社の発行可能株式総数を超えることから、本第三者割当増資に関しては、平成22年8月23日開催予定の当社臨時株主総会において発行可能株式総数の増加を内容とする定款変更に関する議案の承認を得ることが条件となっております。このように、本第三者割当増資により当社普通株式につき大規模な希薄化が生じることとなります。

かかる希薄化の規模の必要性及び合理性については、当社の現在の財務状態等と合わせて総合的に判断する必要があると考えております。すなわち、昨今の当社を取り巻く経営環境の悪化により、当社は3期連続での赤字となっており、連結自己資本も平成19年3月期の826億円から平成22年3月期の34億円へと大幅に毀損させる結果となっていることから、当社の企業価値を向上させていくためには、脆弱となった財務体質を強化することが急務であり、そのための資金調達及び収益基盤の拡充が不可欠であると考えております。しかしながら、本年5月27日に、これまで必要な資金支援をいただいております日本振興銀行株式会社が金融庁より業務一部停止命令を受け、本年9月末日までの間、1億円を超える新規融資を行うことができない状態となり、そのため、当社は、新たな資金調達方法を早急に検討せざるを得ない状況に直面することとなりました。そこで、現在の当社を取り巻く経営環境及び当社の財務状況から、間接金融による資金調達は現時点において極めて厳しい状況にあるという認識から、間接金融以外の手法による資金調達を検討してまいりました。間接金融以外の手法には、第三者割当増資の他にも、公募増資や株主割当増資、あるいは新株予約権の発行といった手法及び保有有価証券の売却による資金化などが考えられますが、これらの手法は、資金の調達時期や調達金額が不明確であること及び保有有価証券については未上場株式が多く流動性が低いこと等から、第三者割当による新株の発行が、確実に資金を調達できる、現在取りうる最善の手段であると判断いたしました。

また、割当先であるネオラインホールディングスは、子会社に金融事業を統括するネオラインキャピタル株式会社、投資運用業の21世紀アセットマネジメント株式会社、ゴルフメーカーのマグレガーゴルフジャパン株式会社等を有し、それらの子会社及びグループ会社(以下、子会社及びグループ会社をあわせ「ネオライングループ」といいます。)の経営管理を統括する会社であり、数多くの投資実績及び投資先企業の育成実績を有しており、特に金融事業における豊

富な実績とノウハウを有しております。加えて、ネオラインホールディングスの代表者である藤澤信義氏は、大阪証券取引所市場第二部に上場するノンバンクのJトラスト株式会社の筆頭株主でもあり、ノンバンク業界に深い知見を有していることから、当社事業に対する理解も深く、また、当社とネオライングループとの事業の親和性も高いことから、各々のローン業務及び信用保証業務や投資銀行業務等における業務提携を通じて、より大きなシナジー効果の実現が可能であると考えております。さらには、ネオラインホールディングスから、当社が今後の事業運営において必要とする資金について、資金支援その他の協力を得ることにより、借入金の返済による財務基盤の強化と信用力の向上を図ることができると考えております。

以上のことから、今回の大規模な第三者割当増資により既存の株主の皆様については、議決権の大幅な希薄化という不利益が生じますが、当社といたしましては、本第三者割当増資による新株式発行により、割当先との間で資本関係を構築することによる関係強化を通じて、業務提携によるシナジー効果を最大限に実現し収益基盤の拡充が図られるとともに、一定規模の資金支援により、借入金の返済による財務基盤の強化と信用力の向上が図れることから、本第三者割当増資は当社の企業価値の向上と既存株主の利益向上に資するものと考えております。

本日開催の当社臨時取締役会では、本第三者割当増資について、十分に討議、検討を行い、審議及び決議に参加した取締役全員の賛成により決議しております。なお、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達予定の資金については、平成22年6月28日に割当先から借り入れる予定のブリッジローンの返済に充当する予定であり、当該ブリッジローンにより調達した資金は、当社の中小企業保証機構株式会社その他の会社に対する借入金の返済に使用することを予定しているところ、当該取締役会における議案はすべて本第三者割当増資及び割当先からのブリッジローンの借入れに関連するものであったため、中小企業保証機構株式会社の代表取締役を兼務している当社取締役河村巧氏については、利益相反の可能性を回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

6. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要(平成22年3月31日現在)

(1) 名 称	ネオラインホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区六本木一丁目8番7号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤澤 信義
(4) 事 業 内 容	投資業、子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれに付帯する業務の遂行
(5) 資 本 金	185 百万円(平成 22 年3月末現在)
(6) 設 立 年 月 日	昭和 50 年1月8日
(7) 発 行 済 株 式 数	370,140 株(平成 22 年3月末現在)
(8) 決 算 期	3月末
(9) 従 業 員 数	25 名(平成 22 年3月末現在)
(10) 主 要 取 引 先	特になし
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行、西京銀行、東京スター銀行など
(12) 大株主及び持株比率 (平成 22 年3月末現在)	NLHD株式会社(100%) (注)1.
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当社と当該割当先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、

	当社の関係者及び関係会社と当該割当先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該割当先の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該割当先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	本書日現在において、当社は当該割当先の子会社である株式会社フロックスから4,000百万円を借り入れております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該割当先は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該割当先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 単位(百万円)			
決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
純 資 産	-	-	10,137
総 資 産	-	-	12,072
1株当たり純資産(円)	-	-	27,387
営 業 利 益	-	-	193
経 常 利 益	-	-	259
当 期 純 利 益	-	-	1,397
1株当たり当期純利益(円)	-	-	3,775
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(注) 1. NLHD株式会社は、藤澤 信義氏が100%出資している会社です。

2. 割当先(ネオラインホールディングス)は、平成21年3月に買収された消費者金融サンライフ株式会社が、同年7月に実施した会社分割により、その事業に関して有していた権利義務の一部を新会社に承継させた上で、持株会社となるべく現社名に商号変更した会社であり、当該会社分割後の決算期は平成22年3月期の1期のみであるため、平成20年3月期及び平成21年3月期にかかる経営成績及び財政状態については記載していません。

3. 割当先、当該割当先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、昭和35年の設立以来、社会情勢の変化に即した金融サービスの提供を目指し、ビジネスモデルの変革に柔軟に取り組んでまいりました。平成16年には消費者ローン債権を売却し、中堅中小企業に特化した総合金融サービスを提供すべくローン事業中心のビジネスモデルから、リース事業、信用保証事業、証券事業、不動産事業、中国への展開、サービス事業への取組など、他のノンバンクとは一線を画す事業ポートフォリオの多角化を進めてまいりました。また、当社はコンプライアンス態勢の強化を経営戦略上の重要課題と位置付けており、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場、平成14年にはその後の平成20年に自主的に上場廃止を行うこととなったもののニューヨーク証券取引所への上場を果たしました。

一方で平成18年には、いわゆる過払い金についてのみなし弁済規定に関する最高裁判決、改正貸金業法の成立、利息返還請求の増加・高止まりなど、ノンバンク業界を取り巻く環境は予想以上に厳しさを増し、平成19年9月の上場ノ

ンバンクの民事再生手続開始の申立てを契機として当社格付が引き下げられ、社債・CPの発行が不可能な状況に陥ったほか、サブプライムローン問題の影響により欧米金融機関からの資金調達も困難になりました。このようにして当社の信用力が大幅に低下したことにより、既存取引金融機関からの借換が事実上不可能となり、ローン事業においては新規貸付を抑制するなど、事業全体を縮小せざるを得ない状況に陥りました。

こうした中、当社グループは、営業資産ポートフォリオの変革を進める一方、経営効率の向上のために経営改革プログラムを策定し、事業体制の抜本的な構造改革を推進するとともに、財務基盤、信用力の強化、並びに一層の事業展開を図るべく、平成19年12月に米国のプライベート・エクイティ投資会社TPGと戦略的資本・事業提携に関する基本合意を締結し、平成20年2月には、当社について200億円、海外子会社について約102百万米ドルの資本増強を実施いたしました。その後、平成20年12月には資本・事業提携関係を解消しております。

なお、経営改革プログラムの具体的な施策として、希望退職(335名)の実施、店舗の集約によるコスト構造のスリム化、投資有価証券・貸出債権の売却、本社ビルの売却等の資産圧縮、アプレック株式会社(現:中小企業信用機構株式会社)の持分法適用関連会社化、NIS不動産株式会社の吸収合併、NIS証券株式会社の株式譲渡等のグループ再編などの施策に取り組みました。

しかしながら、米国のサブプライムローン問題に端を発したグローバルな金融資本市場の混乱及び信用収縮は、相次ぐ欧米の大手金融機関の経営危機や破綻により深化拡大・長期化し、個人消費の低迷など、景気後退色が強まりました。また、国内の不動産を取り巻く環境につきましても、こうしたグローバルな金融資本市場の変化をうけ、金融機関による融資スタンスは厳格化し、改正建築基準法の影響による着工数の減少等とも相俟って、国内不動産市場における流動性は極端に低下いたしました。このような環境において、不動産事業にも注力しておりました当社の資金繰り状況、損益状況については、更に厳しい状況に陥りました。

これら金融危機等に端を発する資金面での問題を解決し、継続的かつ安定的な財務基盤を再構築するため、当社は、平成20年12月に中小企業保証機構株式会社と戦略的資本・業務提携を締結いたしました。これにより、同社及び同社の主要取引先銀行である日本振興銀行株式会社から必要な資金支援を受けられることとなり、更なる資産処分等による有利子負債の圧縮を進めながら、財務基盤の安定化に取り組んでまいりました。

また、更なる事業構造の転換を図るべく、ローン事業については、業務の効率化と債権回収の最大化を推進する一方、当社グループがこれまで培ってきた与信管理及び貸出・債権回収ノウハウのほか、未上場企業への投資、M&A及び資金調達などを通じて培ったノウハウを活用した投資銀行業務を推進し、リスクを抑えた収益源として、中堅中小企業に対するM&Aのアドバイザー業務、投融資案件のアレンジメントやデューデリジェンス支援及び投資事業組合の運営業務等を中心としたフィービジネスの取り組みに注力するとともに、自己勘定による投資についても、資本関係を構築することによる関係強化や投資先企業に対して経営支援等を行うことによる企業価値向上を目的とした企業再生投資、成長支援投資に限定して取り組んでまいりました。さらには、中国等のアジア各国でのネットワーク及び事業ノウハウを活用した新事業として、中堅中小企業の国際商流に関連するファクタリング、仕入・販売先の新規開拓及び交渉代行等の様々なニーズに対応する貿易サポート事業並びに国内外の中堅中小企業の国外進出に関するコンサルティング業務への取組みも本格化させました。

加えて、スリムな組織体制の構築によるコスト構造改革を進めるべく、当社の連結子会社であったニッシン債権回収株式会社、NISリース株式会社等の株式の一部譲渡による持分法適用関連会社化及び中小企業信用機構株式会社の株式売却による非連結会社化などを始めとしたグループ再編、営業拠点の集約化及び人員の転籍・出向、本社事務所の移転、業務のアウトソーシング化等による経費削減にも取り組んでまいりました。

これまでの財務内容の健全化を最優先課題とした様々な施策により、連結財政状態につきましては、総資産は平成19年3月期の4,038億円から平成22年3月期には754億円となり、有利子負債は、平成19年3月期の2,940億円から平成22年3月期には437億円へと相当の圧縮を実現し、営業拠点は、平成19年3月期の35店舗から平成22年3月期には2店

舗、人員数は、平成19年3月期の1,166名から平成22年3月期には145名へと大幅に減少いたしました。

一方で、上記のような当社を取り巻く経営環境の悪化及び保有有価証券の流動性低下に伴う資金の固定化などにより、連結経営成績につきましては、営業収益は平成19年3月期の881億円から平成22年3月期には108億円へと大幅に減少し、経常利益は平成19年3月期に93億円の経常利益を計上したものの、平成20年3月期は174億円の経常損失、平成21年3月期は384億円の経常損失、平成22年3月期は79億円の経常損失となり、当期純利益は平成19年3月期に8百万円の当期純利益を計上したものの、平成20年3月期は451億円の当期純損失、平成21年3月期は508億円の当期純損失、平成22年3月期は10億円の当期純損失となりました。平成22年3月期における損失額は、それ以前と比べて改善傾向にはあるものの、3期連続での赤字となり、自己資本も平成19年3月期の826億円から平成22年3月期の34億円へと大幅に毀損させる結果となり、株主の皆様には大変ご心配をおかけしているものと深く認識しております。

当社は、今後も上記のような取組みを継続・発展させていながら、その成長基盤を確立し、当社の企業価値を向上させていくためには、上記のようにして脆弱となった財務体質を強化することが急務であり、そのための資金調達及び収益基盤の拡充が不可欠であると考えております。しかしながら、本年5月27日に、これまで必要な資金支援をいただいていた日本振興銀行株式会社が金融庁より業務一部停止命令を受け、本年9月末日までの間、1億円を超える新規融資を行うことができない状態となり、そのため、当社は、新たな資金調達方法を早急に検討せざるを得ない状況に直面することとなりました。しかしながら、現在の当社を取り巻く経営環境及び当社の財務状況に鑑みますと、公募または株主割当による増資及び既存取引金融機関等からの借入による資金調達は極めて厳しい状況にあります。このような中、本年6月2日に当社と同様の金融事業を展開する複数の金融子会社を有し、以前より当社と交流のありました割当先であるネオラインホールディングスの代表者である藤澤信義氏より、当社に対する一定規模の資金支援、経営支援を実施する意向がある旨のお申し出を受け、同社との資本・業務提携に関する協議を開始することとなりました。

ネオラインホールディングスは、子会社に金融事業を統括するネオラインキャピタル株式会社、投資運用業の21世紀アセットマネジメント株式会社、ゴルフメーカーのマグレガーゴルフジャパン株式会社等を有するネオライングループの経営管理を統括する会社であり、その他東京証券取引所市場第一部に上場しアパレル事業を展開する株式会社レナウンや大阪証券取引所ヘラクレス市場に上場しエステ事業を展開する株式会社ラ・パルレへの投資等、数多くの投資実績及び投資先企業の育成実績を有しております。特に金融事業に関しては、平成19年9月に民事再生手続開始の申立てを行ったノンバンクの株式会社クレディア(当時東京証券取引所市場第一部に上場)の再生スポンサーに選任され、その後も、消費者金融大手のプロミス株式会社やアイフル株式会社から金融子会社を買収する等金融事業における豊富な実績とノウハウを有しております。また、ネオラインホールディングスの代表者である藤澤信義氏は、大阪証券取引所市場第二部に上場するノンバンクのトラスト株式会社の筆頭株主でもあり、ノンバンク業界に深い知見を有していることから、当社事業に対する理解も深く、また、当社とネオライングループとの事業の親和性も高いことから、より大きなシナジー効果の実現が可能であると考えております。

さらに、平成22年6月25日にネオラインホールディングスと当社の間で資本・業務提携に関する基本合意書を締結し、当社の企業価値の向上を促進するために、以下の各業務における業務提携の具体的な内容、実現方法等の検討及び協議を進めていくことについて合意しております。

- ① 消費者向けローン業務及び信用保証業務
- ② 中小企業向けローン業務及び信用保証業務
- ③ ローン債権の買取及び管理回収業務
- ④ M&Aに関する仲介並びにアドバイザー業務を中心とした投資銀行業務
- ⑤ 投資及び投資先の育成業務
- ⑥ 上記のほか、両社グループの協業により新たなビジネスを開拓しうる分野として相応しい業務であり、両社が別途合意する事業

今後、ネオラインホールディングスとの間で誠実に検討及び協議を行い、その実行に向けて最大限の努力をしております。また、ネオラインホールディングスからは、当社が今後の事業運営において必要とする資金について、必要に応じて、資金支援その他の協力を行うことについて内諾を得ております。

また、当社は、平成22年8月23日に開催予定の当社臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加を内容とする定款変更及び本第三者割当増資にかかる新株式の発行に係る議案が承認されること並びに本第三者割当増資にかかる払込金額全額が払い込まれることを条件として、ネオラインホールディングスから指名された取締役候補者3名と監査役候補者2名を選任するための議案を付議する予定であります。

加えて、本第三者割当増資にかかる払込金額全額の払い込みがなされた場合には、平成20年12月24日付で締結いたしました中小企業保証機構株式会社との戦略的資本・業務提携契約を解消し、当社が参加しております中小企業振興ネットワークからも脱退する予定であります。

以上のように、当社の緊急の資金需要にも関わらず他の資金調達手段の実施が極めて困難である状況の中、一定規模の資金支援に応じていただける点、及び将来の当社の財務体質の強化と収益基盤の拡充という観点から、ネオラインホールディングスを引受先とする第三者割当増資を行うことが、当社の企業価値の向上と既存株主の利益の向上につながるものと判断し、同社を割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

本第三者割当増資については、当社とネオライングループとの事業の親和性が高いことから、お互いのノウハウを融合することによりシナジー効果を最大化し、当社に対する経営支援、資金支援を通じて当社の企業価値の向上を図ることを前提としているため、割当先より当社株式を中長期的(2年以上)に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は割当先より、割当後2年間以内に、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、及び当社が当該報告の内容を株式会社東京証券取引所に書面にて報告すること、並びに当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに割当先は同意することを書面にて承諾を得る予定となっております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当増資による新株式発行の払込みに要する資金につきましては、割当先の手元資金並びに割当先及び同社の子会社であるネオラインキャピタル株式会社との間の平成22年1月29日付基本約定書に基づき、本第三者割当増資の払込期間である平成22年8月25日(水)から平成22年9月13日(月)までのうち実際に払込を行う日までにネオラインキャピタル株式会社から借入れる予定の借入金で対応すると伺っており、当社は、割当先及びネオラインキャピタル株式会社の直近3ヶ月の預金通帳残高の写しを入手することにより払込に要する資金の確認を行っております。そのため、当社は本第三者割当増資による新株式発行の払込みに確実性があると判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成22年3月31日時点)		募集後	
中小企業保証機構株式会社	8.30%	ネオラインホールディングス株式会社	48.90%
中小企業人材機構株式会社	8.30%	中小企業保証機構株式会社	4.14%
中小企業投資機構株式会社	8.30%	中小企業人材機構株式会社	4.13%
中小企業支援機構株式会社	8.30%	中小企業投資機構株式会社	4.13%

株式会社インデックス・ホールディングス	8.14%	中小企業支援機構株式会社	4.13%
株式会社日新ビル	7.02%	株式会社インデックス・ホールディングス	4.05%
寄岡邦彦	1.88%	株式会社日新ビル	3.49%
寄岡秀夫	1.66%	寄岡秀夫	0.83%
日本証券金融株式会社	0.92%	日本証券金融株式会社	0.46%
森山みどり	0.83%	森山みどり	0.41%

(注) 当社会長執行役員である寄岡邦彦氏より、平成22年3月31日以降本日現在において、同人の所有する当社株式のうち合計4,495,900株を本年5月下旬から6月上旬にかけて市場にて売却しているとの報告を受けております。

8. 今後の見通し

上記4. に記載のとおり、本第三者割当増資の実施による有利子負債の減少により、平成23年3月期における金融費用が200,000,000円程度削減される見込みであります。当期の業績予想につきましては、上記2. (2)に記載の業務提携の進捗等により変動することから、平成22年5月12日に公表いたしました業績予想に変更はございません。

なお、今後業績予想に修正の必要が生じた場合には、確定次第お知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

株式会社東京証券取引所が規定する有価証券上場規程第432条において希薄化率が25%以上となる第三者割当について、(1)経営者から一定独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、または、(2)当該割当てに係わる株主総会の決議などによる株主の意思確認が求められているところ、当社は、同(2)に基づき、平成22年8月23日に開催予定の当社臨時株主総会において本第三者割当増資に関する議案の特別決議事項として諮ることにより、本第三者割当増資のような大規模な第三者割当の必要性について株主の意思確認を行う予定であります。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連結売上高	83,027	32,170	10,866
連結営業利益	△15,427	△36,328	△7,172
連結経常利益	△17,438	△38,412	△7,944
連結当期純利益	△45,116	△50,805	△1,001
1株当たり連結当期純利益	△289.06円	△212.03円	△4.18円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	228.89円	18.78円	14.72円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成22年6月25日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	245,894,350株	100%

現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	8,750,000株	3.55%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	- 株	- %
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	- 株	- %

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	70円	154円	29円
高 値	70円 □714	244円	64円
安 値	31円 □133	14円	18円
終 値	148円	29円	23円

(注) 東京証券取引所市場第一部における株価であり、□印は株式併合権利落後の株価であります。

② 最近6ヶ月間の状況

	平成21年 12月	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	28円	30円	27円	21円	24円	27円
高 値	38円	35円	28円	27円	34円	28円
安 値	28円	26円	19円	18円	23円	20円
終 値	30円	27円	20円	23円	28円	20円

③ 発行決議日前日における株価

	平成22年 6月24日現在
始 値	18円
高 値	19円
安 値	18円
終 値	19円

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価であります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成20年2月20日
調 達 資 金 の 額	20,000百万円(差引手取概算額 19,800百万円)

発行価額	1株につき200円
募集時における発行済株式数	145,894,350株(自己株式株含む)
当該募集による発行株式数	100,000,000株
募集後における発行済株式総数	245,894,350株
割当先	TPG Izumi, L.P. TPG Izumi AIV 6, L.P. TPG Izumi 1, L.P.
発行時における当初の資金使途	運転資金並びに借入金返済
発行時における支出予定時期	平成20年2月中旬から3月上旬より随時
現時点における充当状況	当初の予定どおり充当しております。

・第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成20年2月20日
調達資金の額	0円(無償発行)
発行価額	-
新株予約権数	87,500個
新株予約権1個当たりの付与株式数	1個につき100株
行使価額	当初200円
予約権行使による資金調達額	-百万円
募集時における発行済株式数	245,894,350株(自己株式株を含む)
当該新株予約権が全部行使された場合の発行株式数	8,750,000株
当該新株予約権が全部行使された後における発行済株式総数	333,394,350株
割当先	TPG Izumi, L.P. TPG Izumi AIV 6, L.P. TPG Izumi 1, L.P.
現時点における行使状況	行使済株式数:0株
現時点における潜在株式数	8,750,000株
発行時における当初の資金使途	特に定められておりません。
発行時における支出予定時期	-

現時点における 充 当 状 況	当社へ無償で譲渡されております。
--------------------	------------------

11. 発行要項

- (1) 株式の種類及び数 普通株式 235,294,200 株
- (2) 払込金額 1 株につき 17 円
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額及び増加する資本準備金の額は、いずれも 2,000,000,700 円(1株につき 8.5 円)とする。
- (4) 割当先及び割当株式
第三者割当ての方法により、全株式をネオラインホールディングスに割り当てる。
- (5) 申込期間 平成 22 年 8 月 24 日(火)から平成 22 年 9 月 10 日(金)
- (6) 払込期間 平成 22 年 8 月 25 日(水)から平成 22 年 9 月 13 日(月)
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 資金使途
平成 22 年 6 月 28 日(月)に割当先から借り入れる予定のブリッジローン 4,000,000,000 円の返済資金に充当する予定。
- (9) 前各項については、平成 22 年 8 月 23 日(月)に開催予定の当社臨時株主総会において発行可能株式総数の増加を内容とする定款変更、本第三者割当増資にかかる新株式の発行その他代表取締役が必要と判断する議案の承認並びに新株式発行に必要な全ての許認可等(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく届出及び金融商品取引法による届出の効力発生を含む。)を条件とする。

以上

<p style="text-align: center;">＜本件に関するお問い合わせ先＞</p> <p style="text-align: center;">N I S グループ株式会社</p> <p style="text-align: center;">(経 営 管 理 部) 0 3 - 5 6 5 2 - 2 2 7 0</p>
